

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府・厚生労働省令第六号）

抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録申請書に添付する書類）</p> <p>第三条 法第八十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類にあつては、登録申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 登録申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書又はこれらに代わる書面。ただし、登録申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十三条第二項の規定により設立の時に作成する貸借対照表又はこれらに代わる書面</p> <p>七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（廃業等の届出）</p> <p>第六条 法第九十三条の規定による届出をしようとする者は、様式第五号により作成した届出書に、<u>法第九十条第二項の通知に係る書面、確定拠出年金運営管理業務の引継ぎ状況を記載した様式第五号の二により作成した書類及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。</u></p>	<p>（登録申請書に添付する書類）</p> <p>第三条 法第八十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類にあつては、登録申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（廃業等の届出）</p> <p>第六条 法第九十三条の規定による届出をしようとする者は、様式第五号により作成した届出書に、<u>法第九十条第二項の通知に係る書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。</u></p>

一～四（略）

（書類の閲覧）

第八条 法第九十六条の確定拠出年金運営管理機関が備え置く書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一・二（略）
- 三 運営管理業務に従事する使用人の数
- 四～七（略）
- 2（略）

様式第四号（第五条関係）

（様式略）

（備考） 変更届出書を提出しようとする時点において現に登録されている確定拠出年金運営管理機関登録簿の当該変更に係る頁について、当該変更箇所の訂正、追加又は削除を行った後のものを添付すること。

様式第五号の二（第六条関係）

確定拠出年金運営管理業務の引継ぎ状況

確定拠出年金運営管理業務の引継ぎ状況は、以下のとおりです。

1. 業務を引き継いだ確定拠出年金運営管理機関の名称等

運営管理機関名

規約名

引き継ぐ運営

加入者数等（人）

一～四（略）

（書類の閲覧）

第八条 法第九十六条の確定拠出年金運営管理機関が備え置く書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一・二（略）
- 三 使用人の総数
- 四～七（略）
- 2（略）

様式第四号（第五条第一号関係）

（様式略）

管理業務			

2. 令第50条及び主務省令第9条に基づく書面又は記録の受渡日

(日本工業規格A列4番)

(備考)

1. 「運営管理機関名」には、引き継ぐ運営管理業務がない場合には、「引継ぎなし」と記載すること。
2. 「規約名」には、企業型年金の場合はその規約名を、個人型年金の場合は、「個人型年金規約」と記載すること。
3. 「引き継ぐ運営管理業務」には、法第2条第7項各号に規定する運営管理業務のうち申請者が行う業務の内容(該当する業務の号番号及び第1号の業務については、イ、ロ又はハのうち該当する番号)を記載すること。
4. 「加入者数等(人)」には、受渡日現在における加入者及び運用指図者の人数を記載すること。

様式第七号(第十二条関係)

1. ~ 7. (略)

様式第七号(第十二条関係)

1. ~ 7. (略)

<p>(法第二条第七項第二号に係る業務の実施状況)</p> <p>8. 報告者が法第2条第7項第2号に係る業務を担当する加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況 (様式略)</p> <p>(備考)</p> <p>1. 「第一号運用方法」とは選定及び提示している運用方法のうち令第16条に規定する運用の方法の数を、「第2号運用方法」とは第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法」とは令第15条第1項第3号カからナまでに掲げる運用の方法の数をいう。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>9. (略)</p>	<p>(法第二条第七項第二号に係る業務の実施状況)</p> <p>8. 報告者が法第2条第7項第2号に係る業務を担当する加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況 (様式略)</p> <p>(備考)</p> <p>1. 「第一号運用方法」とは選定及び提示している運用方法のうち令第16条に規定する運用の方法の数を、「第2号運用方法」とは第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法」とは令第15条第1項第3号カからラまでに掲げる運用の方法の数をいう。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>9. (略)</p>
---	---